

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成23年11月18日	
【会社名】	八洲電機株式会社	
【英訳名】	Yashima Denki Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 落合 憲	
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋三丁目1番1号	
【電話番号】	03(3507)3711(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 今町和至	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋三丁目1番1号	
【電話番号】	03(3507)3711(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 今町和至	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集	764,652,000円
	引受人の買取引受けによる売出し	97,560,000円
	オーバーアロットメントによる売出し	121,950,000円
	<p>(注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成23年11月14日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成23年11月14日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	
【安定操作に関する事項】	<p>1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。</p> <p>2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。</p>	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,200,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成23年11月18日（金）開催の取締役会決議によります。

- 2 本募集（以下、「一般募集」という。）及び一般募集と同時に行われる「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の売出し（以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券キャピタル・マーケット株式会社当社株主より借受ける当社普通株式の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、平成23年11月18日（金）開催の取締役会において、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先とする当社普通株式375,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。
- 4 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

平成23年11月29日（火）から平成23年12月1日（木）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	2,200,000株	674,652,000	337,326,000
計（総発行株式）	2,200,000株	674,652,000	337,326,000

（注）1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成23年11月14日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### （2）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2 （発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。）	未定 （注）1、2	未定 （注）1	100株	自 平成23年12月2日（金） 至 平成23年12月5日（月） （注）3	1株につき発行価格と同一の金額	平成23年12月8日（木）

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成23年11月29日（火）から平成23年12月1日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は「（1）募集の方法」に記載の資本組入額の総額を「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額(払込金額)の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の用途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.yashimadenki.jp/press.html>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成23年11月28日(月)から平成23年12月1日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成23年11月29日(火)から平成23年12月1日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成23年11月29日(火)の場合、申込期間は「自 平成23年11月30日(水) 至 平成23年12月1日(木)」

発行価格等決定日が平成23年11月30日(水)の場合、申込期間は「自 平成23年12月1日(木) 至 平成23年12月2日(金)」

発行価格等決定日が平成23年12月1日(木)の場合、上記申込期間のとおり

となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、平成23年12月9日(金)となります。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

### (3) 【申込取扱場所】

「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 神田支店 株式会社みずほ銀行 新橋支店	東京都千代田区神田小川町二丁目5番地1 東京都港区新橋二丁目1番3号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券キャピタル・ マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,540,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	440,000株	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	220,000株	
計	-	2,200,000株	-

#### 4【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
674,652,000	14,000,000	660,652,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成23年11月14日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

##### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額660,652,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会において決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限113,997,500円と合わせ、手取概算額合計上限774,649,500円について、全額を平成24年9月末までに統合基幹系業務ソフトの導入資金に充当し、残額が生じた場合は平成24年3月末までに短期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

当社は、事業・業容の拡大と共に発注・仕入システム、販売システム、会計システムなどをその都度拡張した経緯があり、社内に複数のシステムが構築されております。統合基幹系業務ソフトの導入により、複数のシステムを一元化することで経理業務の効率化による決算時の開示業務の迅速化、及び仕入数量、販売数量、会計数値等の計数情報の一元的な管理による経営意思決定の迅速化を図る予定であります。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであり、投資予定額の総額1,425百万円から既支払額609百万円を控除した816百万円が今後の投資必要予定額であります。発行価格等決定日に決定される手取概算額合計上限が816百万円を超えた場合、残額については上記の通り短期借入金の返済に充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

平成23年11月29日（火）から平成23年12月1日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	300,000株	97,560,000	神奈川県横浜市青葉区 落合 憲

- （注）1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券キャピタル・マーケット株式会社（以下「大和証券」）がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 3 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 売出価額の総額は、平成23年11月14日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格 （円）	引受価額 （円）	申込期間	申込 単位	申込証 拠金 （円）	申込受付 場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受 契約の 内容
未定 （注）1、2 （発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。）	未定 （注）1、2	自 平成23年 12月2日（金） 至 平成23年 12月5日（月） （注）3	100株	1株につき 売 出 価 格 と 同 一 の 金 額	右記金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券キャピタル・マーケティング株式会社  東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社  東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社	（注）5

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成23年11月29日（火）から平成23年12月1日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額（払込金額）の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.yashimadenki.jp/press.html>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 「1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間については、「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される申込期間と同一といたします。
- 4 株式の受渡期日は、平成23年12月9日（金）となります。



## 5 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	210,000株
野村證券株式会社	60,000株
S M B C 日興証券株式会社	30,000株

6 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

7 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

8 申込証拠金には、利息をつけません。

9 株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	375,000株	121,950,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券キャピタル・マーケット株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、375,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケット株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額（払込金額）の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.yashimadenki.jp/press.html>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3 売出価額の総額は、平成23年11月14日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成23年 12月2日（金） 至 平成23年 12月5日（月） （注）1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券キャピタル・マーケット株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店	-	-

（注）1 売出価格及び申込期間については、「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は平成23年12月9日（金）となります。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄への指定について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（平成23年11月18日）現在、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、平成23年12月9日（金）に株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄に指定される予定であります。

### 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、375,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成23年11月18日（金）開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社を割当先とする当社普通株式375,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を平成24年1月4日（水）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成23年12月28日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に達しない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われなない場合は、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、この場合には、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- |               |   |
|---------------|---|
| （1）募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 375,000株                           |
| （2）払込金額の決定方法  | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 大和証券キャピタル・マーケット株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成23年12月30日(金)
- (6) 払込期日 平成24年1月4日(水)
- (7) 申込株数単位 100株

## 2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成23年11月29日(火)の場合、「平成23年12月2日(金)から平成23年12月28日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成23年11月30日(水)の場合、「平成23年12月3日(土)から平成23年12月28日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成23年12月1日(木)の場合、「平成23年12月6日(火)から平成23年12月28日(水)までの間」

となります。

## 3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である落合憲は、大和証券キャピタル・マーケット株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券キャピタル・マーケット株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券キャピタル・マーケット株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券キャピタル・マーケット株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。


上記のいずれの場合においても、大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴ  **八洲電機株式会社** を記載いたします。
- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額（払込金額）の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.yashimadenki.jp/press.html>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- ・表紙の次に、以下に掲げる「1．業績等の推移」から「2．事業の内容」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

## 1. 業績等の推移

### ●主要な経営指標等の推移

#### (1) 連結経営指標等

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期第2四半期 累計期間/ 会計期間末
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成23年9月
売上高（百万円）	130,301	130,866	129,370	107,384	95,409	35,365
経常利益（百万円）	2,076	2,325	2,221	1,176	1,081	804
当期（四半期）純利益（百万円）	1,210	1,251	1,203	632	577	410
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	—	—	—	—	469	413
純資産額（百万円）	9,900	10,741	11,347	12,009	12,206	12,359
総資産額（百万円）	61,857	65,174	54,503	53,849	42,126	42,400
1株当たり純資産額（円）	510.57	554.72	597.78	611.33	616.31	—
1株当たり当期（四半期）純利益金額（円）	70.79	69.41	66.74	34.09	30.83	21.37
潜在株式調整後 1株当たり当期（四半期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	14.89	15.35	19.78	21.25	28.10	28.29
自己資本利益率（%）	14.40	13.03	11.58	5.69	4.96	—
株価収益率（倍）	—	—	—	9.94	10.87	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	1,199	1,718	2,911	1,005	945	11
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△15	△207	△435	△203	△184	△210
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	467	△1,187	△751	△125	△256	△9
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高（百万円）	3,400	3,706	5,431	6,104	6,605	6,396
従業員数（名） [ほか、平均臨時雇用者数]	857 [31]	872 [44]	900 [43]	921 [34]	911 [25]	— [—]

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額は、潜在株式が存在しないため、算出しておりません。  
3 株価収益率は、第65期までは株式を上場していないため、算出しておりません。  
4 従業員数は、就業人員数を表示しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

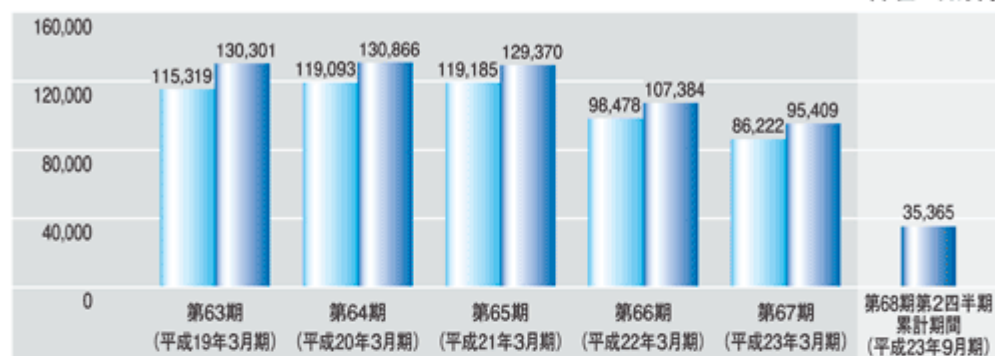
回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高(百万円)	115,319	119,093	119,185	98,478	86,222
経常利益(百万円)	1,664	1,836	2,234	1,064	1,015
当期純利益(百万円)	1,052	1,051	1,479	647	591
資本金(百万円)	1,139	1,139	1,139	1,176	1,176
発行済株式総数(千株)	18,220	18,220	18,220	18,720	19,207
純資産額(百万円)	7,663	8,285	9,343	10,038	10,477
総資産額(百万円)	54,278	56,350	44,096	48,129	36,702
1株当たり純資産額(円)	424.84	459.43	518.15	536.26	545.50
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)(円)	10.00 (-)	12.50 (-)	13.00 (-)	13.00 (-)	13.00 (-)
1株当たり当期純利益金額(円)	61.54	58.32	82.05	34.91	31.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	14.12	14.70	21.19	20.86	28.55
自己資本利益率(%)	15.16	13.19	16.79	6.69	5.77
株価収益率(倍)	-	-	-	9.71	10.60
配当性向(%)	16.25	21.43	15.84	37.24	41.15
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数](名)	607 [27]	606 [40]	622 [51]	635 [50]	635 [47]

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため、算出しておりません。  
3 株価収益率は、第65期までは株式を上場していないため、算出しておりません。  
4 従業員数は、就業人員数を表示しております。

## ●売上高

■ 単体 ■ 連結

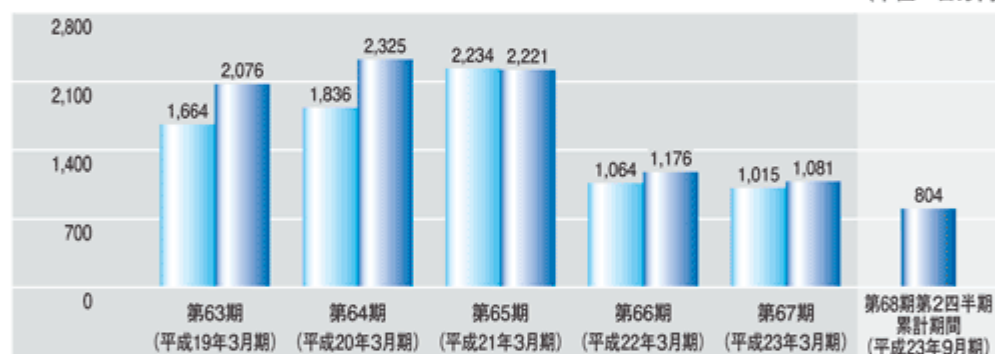
(単位：百万円)



## ●経常利益

■ 単体 ■ 連結

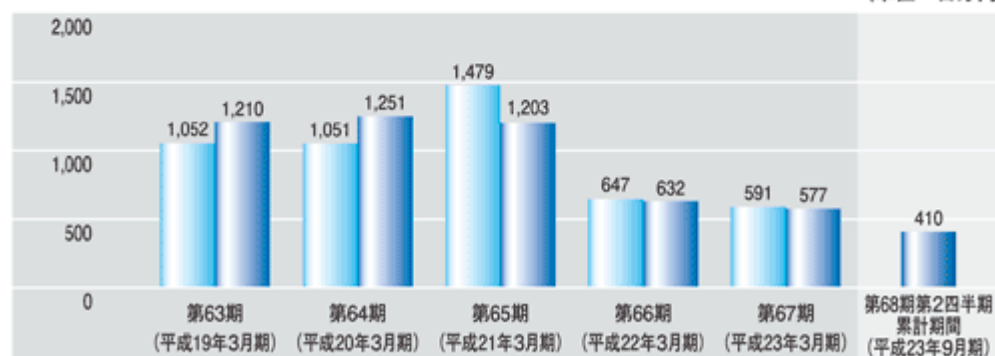
(単位：百万円)



## ●当期(四半期)純利益

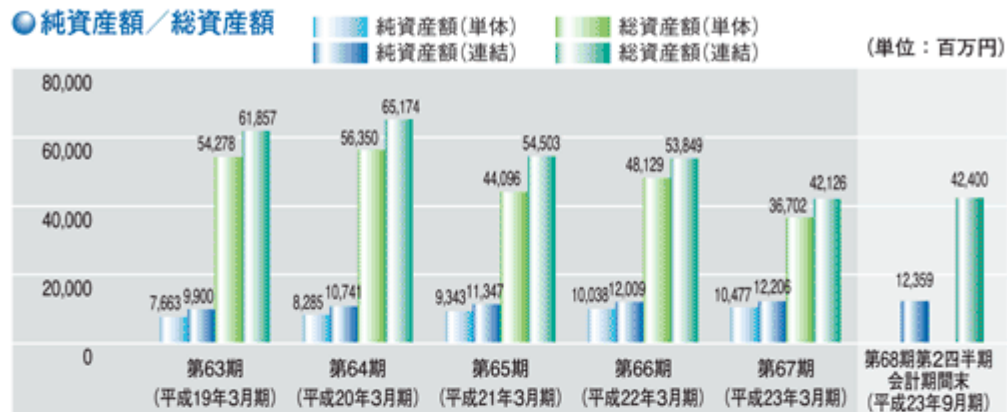
■ 単体 ■ 連結

(単位：百万円)

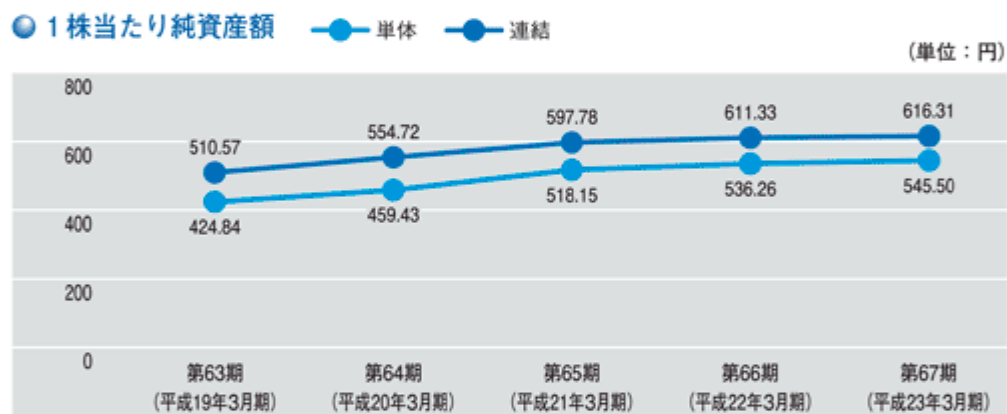




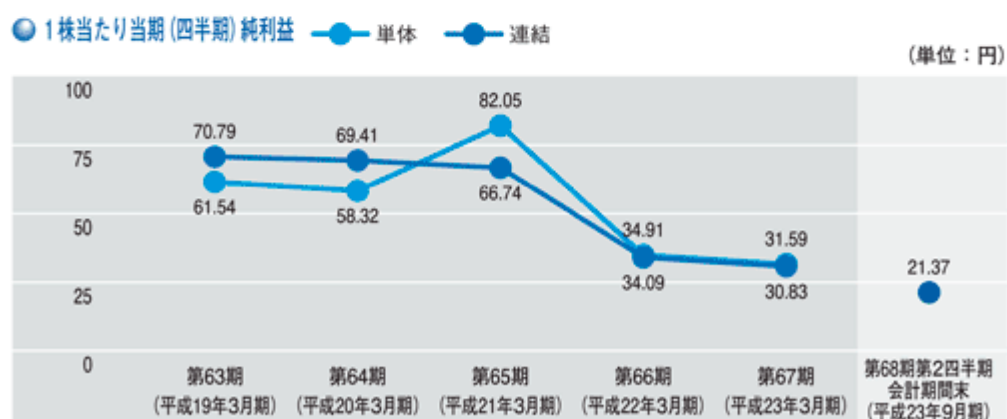
## ● 純資産額／総資産額



## ● 1株当たり純資産額



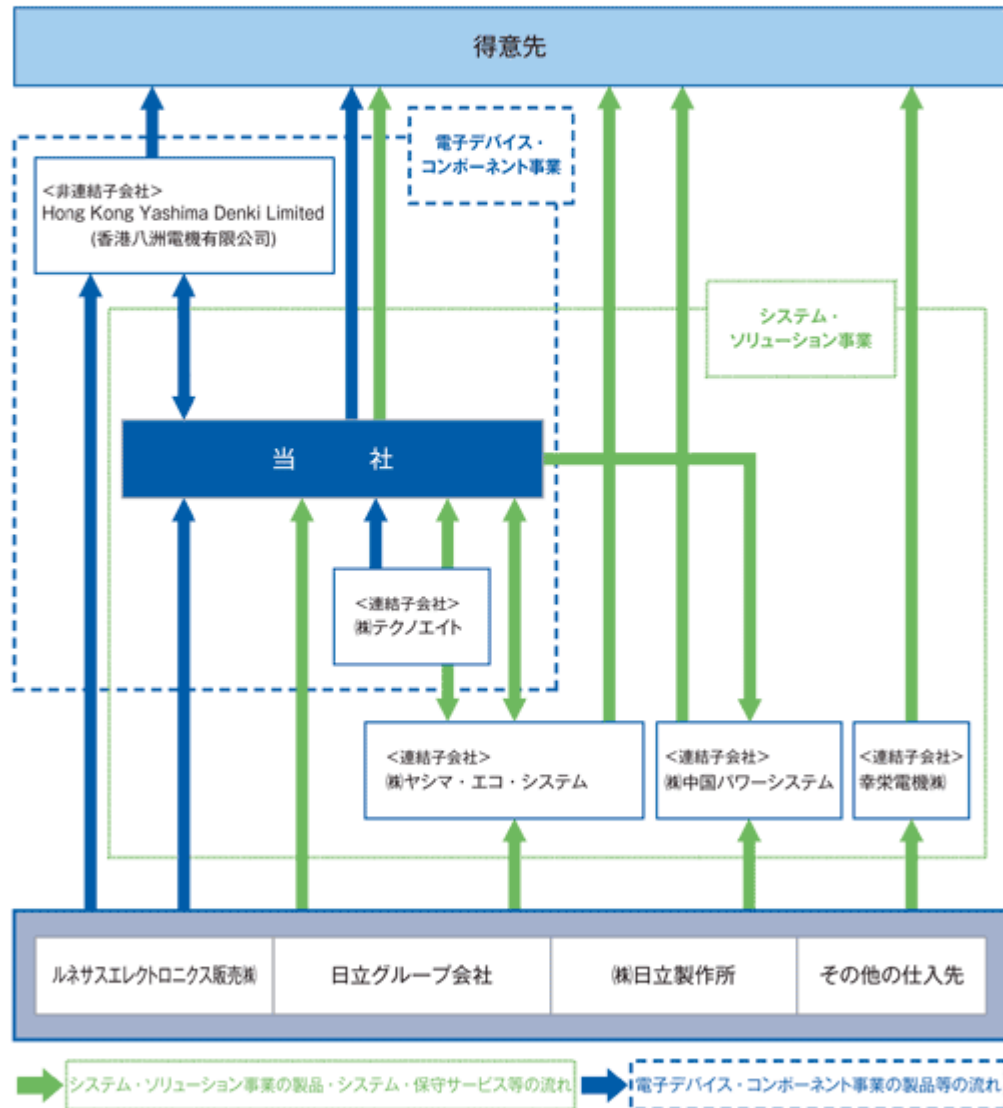
## ● 1株当たり当期(四半期)純利益



## 2. 事業の内容

当社グループは、当社及び連結子会社4社並びに非連結子会社1社で構成され、主に電気機器、電子情報機器、電子デバイス、産業用設備、空調関連機器等を取り扱っております。各事業における当社及び関係会社の位置づけ等は次のとおりであります。

### ●企業グループ概要図



※ 平成23年10月3日付で幸栄電機株式会社の発行済株式の全部を取得し、子会社化しております。

## ●事業区分

### （システム・ソリューション事業）

当事業は、プラントシステム、産業システム、社会システムの3分野における製品の販売、システム設計、施工、工事、検査、保守、サービスを行っております。プラントシステム分野においては基幹素材産業において生産設備機器の導入や工事の企画・提案から設計・施工までを、産業システム分野においては薬品、紙パルプ、精密電子、精密機械等の業界の生産現場においてその業界にマッチしたトータルソリューションを提供し、環境、省エネ、安全の向上等を、社会システム分野においては民間鉄道、国土交通省、地方自治体を中心に、社会生活基盤を支えるインフラの整備・構築など、3分野における提案及びコンサルティング、セールスを展開しております。なお、取り扱い製品は以下となります。

#### ①プラントシステム

鉄鋼システム、受変電・配電設備、圧延設備、自家発電設備、石油・化学・エネルギープラント並びにこれらに関わるコンサルテーション、エンジニアリング

#### ②産業システム

薬品・食品・紙パルプ・精密電子などの電源設備・生産設備及び関連機器、空調設備、照明設備、セキュリティシステム並びにこれらに関わるコンサルテーション、エンジニアリング

#### ③社会システム

鉄道関連システム、公共システム、空港関連システム、上下水道設備並びにこれらに関わるコンサルテーション、エンジニアリング

<主な関係会社>(株)ヤシマ・エコ・システム、(株)中国パワーシステム、(株)テクノエイト、幸栄電機(株)

---

### （電子デバイス・コンポーネント事業）

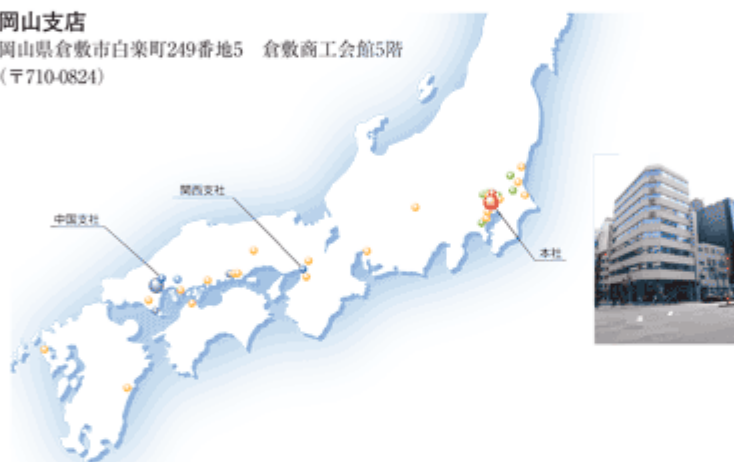
当事業は、産業機器、製造機器及び携帯電話、アミューズメント分野における半導体、電子部品、電子機器及びソフトウェア等の製品の販売、並びに専用半導体、ソフトウェアの開発支援、基盤製品等の開発における、提案及びコンサルティング、セールスを展開しております。なお、取り扱い製品は以下となります。

システムLSI、汎用マイコン、LCDドライバ、信号処理LSI、汎用半導体、半導体メモリ、その他半導体、パワーデバイス、液晶、コンポーネント

<主な関係会社>(株)テクノエイト、Hong Kong Yashima Denki Limited（香港八洲電機有限公司）

## 八洲電機株式会社本社及び支社

- **本社**  
東京都港区新橋三丁目1番1号 (〒105-8686)
- **麻布別館**  
東京都港区南麻布二丁目1番9号 (〒106-0047)
- **関西支社**  
大阪府大阪市淀川区宮原四丁目3番7号  
理想新大阪ビル8階 (〒532-0003)
- **中国支社 中国営業部**  
広島県広島市中区大手町三丁目8番1号  
大手町中央ビル8階 (〒730-0051)
- **岡山支店**  
岡山県倉敷市白楽町249番地5 倉敷商工会館5階  
(〒710-0824)



## 各事業所

- 日立営業所
- 茨城営業所
- 鹿島営業所
- 千葉営業所
- 京浜営業所
- 横浜電子営業所
- 長野電子営業所
- 知多営業所
- 堺営業所
- 福山営業所
- 周南営業所
- 呉事務所
- 津山営業所
- 倉敷営業所
- 東予事務所
- 碓岡営業所
- 佐世保連絡所

## 子会社

- **株式会社ヤシマ・エコ・システム**  
本社  
東京都足立区千住桜木一丁目10番4号 (〒120-0045)
- **株式会社中国パワーシステム**  
本社  
広島県広島市中区基町11番13号 第一生命ビル3階  
(〒730-0011)
- **株式会社テクノエイト**  
本社  
東京都港区新橋三丁目1番1号 (〒105-8686)
- **幸栄電機株式会社**  
本社  
広島県広島市安佐北区上深川町701番1号  
(〒739-1752)

- **香港八洲電機有限公司**  
本社  
Unit 803 8th Floor, Lippo Sun Plaza, No.28  
Canton Road, Kowloon, Hong Kong



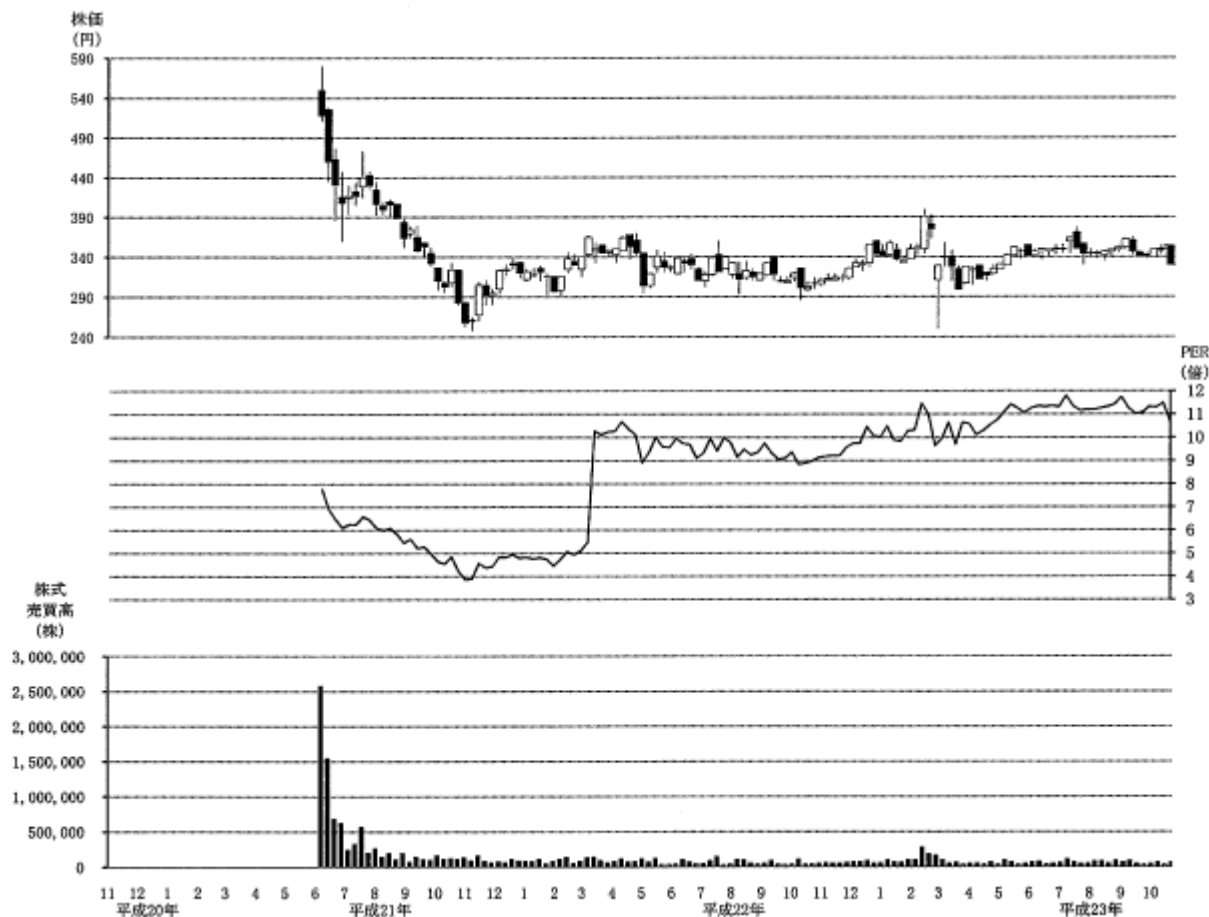
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

### 1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成21年6月25日から平成23年11月11日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、平成21年6月25日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R 及び株式売買高について該当事項はありません。



（注）1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。

- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

- ・平成21年6月25日から平成22年3月31日については、平成21年3月期有価証券報告書の平成21年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・平成22年4月1日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・平成23年4月1日から平成23年11月11日については、平成23年3月期の有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

### 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成23年5月18日から平成23年11月14日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日（平成23年11月18日）現在、以下のとおりとなっております。

#### （1）重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出 会社	本社 (東京都 港区)	システム・ソ リユーション 事業、電子デバ イス・コン ポーネント事 業、全社共通	統合基幹系 業務ソフト	1,425	609	増資資金、 自己資金 及び借入金	平成22年 4月	平成24年 5月	-

（注）上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第67期事業年度）及び四半期報告書（第68期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年11月18日）までの間において変更及び追加すべき事由が生じております。以下の内容は、当該事業等のリスクを一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については、\_\_野で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年11月18日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### [事業等のリスク]

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりです。また、必ずしも事業等のリスクに該当しない事項についても、投資判断上、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の予防及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は本有価証券届出書提出日（平成23年11月18日）現在において当社グループが判断したものであります。

#### （1）㈱日立製作所及び㈱日立製作所の連結子会社並びに持分法適用会社（以下 日立グループ会社）との関係について

##### 特約店契約について

当社グループは、日立グループ会社と特約店契約を締結しております。同契約は、当社グループの事業活動の前提となっておりますが、それら契約の主な契約期間及び解除事由は個々の契約で異なり、概ねその基本的な規定事項としては、手形の不渡り・差押え・仮差押え・仮処分・競売・破産・民事再生・会社更生・債務不履行・監督官庁からの営業許可の取消処分等に該当する場合となっております。現時点では解除事由を含めてそれらの契約の継続に支障を来す要因は発生しておりません。

しかしながら、それらの契約の継続に支障を来す要因が発生した場合には事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社と(株)日立製作所は昭和25年3月に特約店契約を締結して以降、日立グループ会社の増加や統合とともに当社グループも日立グループ会社と特約店契約を締結し、その業容を拡大してきました。

特約店契約は、相互に業務の発展を図ることを目的としており、当社は当該契約を締結している日立グループ製品の販路拡充に最善の努力をなすことが謳われております。また、当該契約書では当社グループの主な取扱製品、主に担当する販売地域及び支払条件等が記載されております。

現在、当社グループが特約店契約を締結している日立グループ会社とは良好な関係にあるものと認識しており、共存共栄の間柄ではありますが、当社グループと日立グループ会社との関係に変化が生じた場合、あるいは日立グループ会社の特約店戦略や特約店各社に対する諸条件もしくは当社グループに対する戦略が変更された場合等には、上記特約店契約の内容等に変更の可能性があります、その場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 仕入依存度について

当社グループの(株)日立製作所及び主な日立グループ会社からの仕入高は第67期連結会計年度及び第68期第2四半期連結累計期間においてそれぞれ715億60百万円及び218億86百万円と当社グループ仕入高全体のそれぞれ83.6%及び71.8%を占めております。

したがって、日立グループ会社の製品に重要な問題が発生した場合等、日立グループ会社のブランドイメージが著しく低下した場合には、当社グループが取り扱っている日立グループ会社の製品の競争力が低下し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、日立グループ会社から報奨金を受け取っております。この報奨金は、日立グループ会社により定められている対象製品の取扱高等の諸条件に応じて変動するものです。

日立グループ会社から受け取った当社グループの報奨金額は第66期連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)においては97百万円、第67期連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)においては1億17百万円、第68期第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)においては51百万円となっております。

この報奨金については、日立グループ会社により定められる諸条件の変更に伴い変動するため、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、仕入実績は下記の通りです。

仕入先	第66期連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		第67期連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第68期第2四半期 連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
(株)日立製作所	21,312	22.0	18,746	21.9	8,402	27.6
主な日立グループ会社	61,673	63.7	52,814	61.7	13,483	44.3
上記合計	82,986	85.7	71,560	83.6	21,886	71.8
連結仕入高	96,806	100.0	85,567	100.0	30,462	100.0

(注) 上記表の「主な日立グループ会社」の金額は、日立グループ会社のうち、特に取引金額の大きい(株)日立ディスプレイズ、ルネサスエレクトロニクス販売(株)、(株)日立産機システム、(株)日立プラントテクノロジー、三菱日立製鉄機械(株)、日立アプライアンス(株)、(株)日立ビルシステムの7社からの仕入金額を合計したものであります。

#### 売上高の純額表示について

当社グループは、包括代理受注契約(請負人の代理人として契約し、その権利・義務を承継する取引)等を締結しており、当該契約に基づく取引については、売上高を純額表示しております。

当社グループは商社という事業形態であり、基本的には総額表示で売上高及び売上原価を計上しておりますが、今後も取引内容を鑑み、包括代理受注契約等に基づく取引とそれに類似した取引については純額表示への変更をいたします。

したがって、今後の取引内容の見直しや契約の変更等の理由により、前期と比較する場合の経営成績(受注高及び売上高)に影響を及ぼす可能性があります。

#### 当社グループへの出資について

当社グループは、販売力強化、顧客サービスの向上等を目的とした日立グループ会社との関係強化のため、(株)中国パワーシステムは(株)日立製作所から33.3%の出資を受けております。

したがって、日立グループ会社からの出資割合に変更があった場合には、当社のグループ戦略等を見直す必要性が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 当社グループの経営戦略について

当社グループは従来、日立グループ会社の特約店として同グループ製品を中心に据えた営業政策を取り、順次販売力を強化してまいりました。これと並行して当社グループの規模拡大や経済環境の変化に対応すべく、経営戦略としてシステム・ソリューション事業並びに電子デバイス・コンポーネント事業に幅広く展開してまいりました。しかしながら、今日のような経営環境においては、市場環境、経済状況、市場ニーズ等をいち早く察知し、対応を図らなくてはなりません。多様な情報入手の十分性確保には限界があり、それによって時期を逸するなどの対策の遅れから、停滞在庫の発生による不良資産の増加や、製品投入遅れによる受注機会の逸失等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、近年は主に環境問題、省エネルギー、高効率化などを追求する顧客ニーズが急速に多様化し、それに対応するためエンジニアリング力の強化及び、より付加価値の高い当社独自のソリューションビジネスへの期待が高まっております。しかしながら、このようなソリューションビジネスではメーカーの製品が持つ機能に当社のノウハウを付加するビジネスの割合が増えることを意味するもので、当然、品質管理に関して負う責任の重要性も拡大してまいります。この場合、当社は製造部門を持たないことから日立グループ会社及びその他の外注メーカーとの連携が必要となります。その際、製品・サービスに関する契約を明確に致しますが、事故・クレーム等の原因について責任が明確になるまで、当社グループが顧客に提供する製品・技術・サービスについては一義的に責任を負うことがあり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、今後も新たな成長事業の創出及び既存事業における更なる高収益の追求を目指し、利益を生み出すことのできる体質への改善に積極的に取り組んで行きます。しかし、当グループが事業を遂行する上において、今回発生した東日本大震災のような地震・津波などの自然災害、経済環境、戦争、テロ、感染症等の不可抗力、金融、株式市場、政府等による規制、仕入先の供給体制、商品の確保、また人材の確保、喪失等により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。



## (3) 外部環境が業績に及ぼす影響について

## システム・ソリューション事業と設備投資動向の連動性について

当社グループのシステム・ソリューション事業は、鉄鋼、非鉄金属、石油、化学、精密機械、製紙、薬品、建設、運輸、公共、流通、サービス業を営む一般企業や官公庁に対して電気機器、電子情報機器、産業用設備、空調関連機器等の販売及び設置工事等を行っております。この事業は、国内設備投資の動向に影響を受ける傾向があります。

したがって、国内設備投資動向が悪化した場合及び当社グループの主要顧客が属する事業分野の市況が悪化した場合等には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 電子デバイス・コンポーネント事業について

当社グループの電子デバイス・コンポーネント事業は、主に電気・電子機器関連メーカーやゲーム機器メーカーに対し、液晶、システムLSI、汎用マイコン、汎用半導体等の電子デバイス製品を販売しております。これらの製品は、当社グループの顧客が販売する製品の市況に左右されるため、需要変動が激しく、製品サイクルも短いことが特徴です。このような背景から需給バランスが取れないことが多く、変化する半導体価格の動向次第で仕入価格が大きく影響を受けます。

このように、価格が短期間で大幅に変動した場合や当社グループの主要顧客の商品の販売動向及び生産状況等によって、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (4) 売上高の下期偏重について

当社グループのシステム・ソリューション事業は、プラントシステム、産業システム、社会システムの3分野で構成されておりますが、プラントシステム分野における生産設備機器を含む工事物件や、社会システム分野における官公庁・公共事業物件の場合、工事完了及び検収時期が年度末に集中することが多く、売上高が特に第4四半期に集中する傾向があります。

## (5) 特定の販売先への依存について

当社グループの平成23年9月末における販売先は約4,500社と多岐にわたっておりますが、当社グループの電子デバイス・コンポーネント事業における主要販売先の任天堂(株)に対する販売高は第67期連結会計年度及び第68期第2四半期連結累計期間においてそれぞれ288億9百万円及び26億55百万円と当社グループ販売高全体のそれぞれ30.2%及び7.5%を占めております。

同社は引き続き当社グループの主要な販売先であると認識しており、同社の当社への需要の増減や契約に変更が生じた場合、当社の電子デバイス・コンポーネント事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、販売実績は下記のとおりです。

相手先	第66期連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		第67期連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		第68期第2四半期 連結累計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)	
	販売高 (百万円)	割合 (%)	販売高 (百万円)	割合 (%)	販売高 (百万円)	割合 (%)
任天堂(株)	39,857	37.1	28,809	30.2	2,655	7.5

## (6) 法的規制について

当社グループは、広範囲の事業展開を行っているため種々の法的規制（建設業法、輸出管理法等）を受けております。これら法的規制は将来において変更される可能性があり、また現在予期しえない法的規制等が設けられる可能性もあります。

その場合たとえば、建設業法においては当社グループの工事売上高に影響し、技術資格においては、資格保有者の確保が確実となるまで受注機会を逸する可能性が発生します。また、輸出管理法に関しては、現在、直接輸出物件は少ないものの、全ての取引において輸出管理法等に抵触しないことと、手続きを漏れなく厳正に行われなければ、刑事上、行政上の処分を受ける可能性があります。

したがって、当社グループがこれらの法的規制等の対応に遅れを生じた場合、対象となる営業の全部又は一部の停止命令や許可取消等の行政処分あるいは当社グループ顧客等からの信頼の失墜等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (7) 有価証券の保有状況について

当社グループは、販売・仕入に係る取引先及び取引金融機関の株式を中心に、平成23年9月末において投資有価証券16億66百万円を保有しております。このうち、株式の多くは上場しており、株式市場の価格変動リスクを負っております。

したがって、株式市場における相場的大幅な変動により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、有価証券に係る時価に関する情報は、第67期有価証券報告書中「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（有価証券関係）」に記載しております。

## (8) 退職給付債務について

当社グループは、確定拠出の性格を併せもつ確定給付企業年金制度（キャッシュバランス制度）を採用しており、将来期間の業績及び財政状態へのリスク軽減を図っております。しかし、従業員退職給付債務及び費用は、割引率等数理計算で設定される前提条件や年金資産の期待運用収益率等に基づいて算定されており、実際の結果が前提条件と異なる場合又は変更された場合、その影響は将来期間の、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (9) 債権管理について

当社グループの販売先は多岐にわたり、その規模や業種も多種多様であります。債権管理には特に注力し、販売先の業態・資力に応じた信用限度設定を行うとともに、必要に応じて担保等の提供を受けるほか、信用状態の継続的な把握をするなど、不良債権の発生防止に努めております。また、貸倒引当金の計上に関しては、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しておりますが、景気の動向等によっては、貸倒引当金の積み増しを要する事態が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (10) 物流の外部委託について

当社グループの物流は(株)日立物流をはじめとする外部の専門企業に全面委託しております。当社の商品を取扱う拠点は国内に6箇所あり、拠点毎に保管条件や配送条件等は異なっております。

したがって、委託先企業はそれぞれの条件に応じて、複数存在しますが、その取引条件の変更や、事故等によるトラブル発生の場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 情報セキュリティについて

当社グループは、事業を行うにあたり取引先や営業に関する情報、又は当社グループや取引先の技術情報等当社グループの事業に関して多くの秘密情報を保有しており、当社グループではコンピューターウイルス対策及びネットワーク管理等の情報保護に関する社内細則を定め、入退館システムの導入、情報管理に関する社内教育の徹底及び外部委託先との機密保持契約の締結を行い、当社グループからの情報漏洩を未然に防ぐ対策を講じております。このような対策にもかかわらず、予期せぬ事態により情報が流出した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループと日立グループ会社の一部とは、業務の効率化及び納期の短縮等を目的として、サーバーの共有による取引データ等の情報を共有しており、日立グループ会社が保守管理を行うシステムで受発注を行い、それに伴う取引データ等の情報を日立グループ会社と共有しております。

したがって、予期せぬ事態により当該システムやサーバー等に不具合が発生した場合や情報が流出した場合等には、同様の影響が考えられます。

#### (12) 自然災害について

地震等の自然災害により当社グループの事業所・設備や社員などに対する被害が発生し、営業活動に支障が生じる可能性があります。

なお、当社グループでは社員の安否確認や災害対策マニュアルの作成及び防災訓練などの対策を講じてきておりますが、自然災害による被害を完全に回避できるものではなく、被害が発生した場合には当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第67期事業年度）の提出日（平成23年6月28日）以後、本有価証券届出書提出日（平成23年11月18日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

（平成23年6月29日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成23年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成23年6月28日

## (2) 決議事項の内容

## 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金13円 総額 249,683,915円

ロ 効力発生日

平成23年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るために、現行定款第2条に定める事業目的を一部変更するものであります。

## 第3号議案 取締役8名選任の件

落合 憲、田嶋三郎、嶋屋幸彦、太田明夫、平山和久、守屋 昇、松尾裕之、及び今町和至の8名を取締役に選任するものであります。

## 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

樋口正宏及び山内 豊の両名を補欠監査役に選任するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	128,776	42	0	(注)1	可決 90.52
第2号議案 定款一部変更の件	128,776	42	0	(注)2	可決 90.52
第3号議案 取締役8名選任の件					
落合 憲	128,751	67	0		可決 90.50
田嶋 三郎	128,664	154	0		可決 90.44
嶋屋 幸彦	128,749	69	0		可決 90.50
太田 明夫	128,749	69	0	(注)3	可決 90.50
平山 和久	127,503	1,315	0		可決 89.63
守屋 昇	127,415	1,403	0		可決 89.56
松尾 裕之	128,666	152	0		可決 90.44
今町 和至	128,750	68	0		可決 90.50

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第4号議案 補欠監査役2名選任の件					
樋口 正宏	128,763	55	0	(注)3	可決 90.51
山内 豊	128,764	54	0		可決 90.51

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第67期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第68期第2四半期)	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成23年11月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6 月29日

八洲電機株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 守指定社員  
業務執行社員 公認会計士 栗原 幸夫

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている八洲電機株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、八洲電機株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、八洲電機株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、八洲電機株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6 月28日

八洲電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 本 守指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗 原 幸 夫

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている八洲電機株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、八洲電機株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、八洲電機株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、八洲電機株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月29日

八洲電機株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 守指定社員  
業務執行社員 公認会計士 栗原 幸夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている八洲電機株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、八洲電機株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月28日

八洲電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 守

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗原 幸夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている八洲電機株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、八洲電機株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年2月25日に子会社である株式会社ヤシマ・エコ・システムとの間で吸収分割契約を締結し、平成23年4月1日に空調機器製品等の販売・工事業を承継している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

八洲電機株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平 井 清 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗 原 幸 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている八洲電機株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、八洲電機株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。